

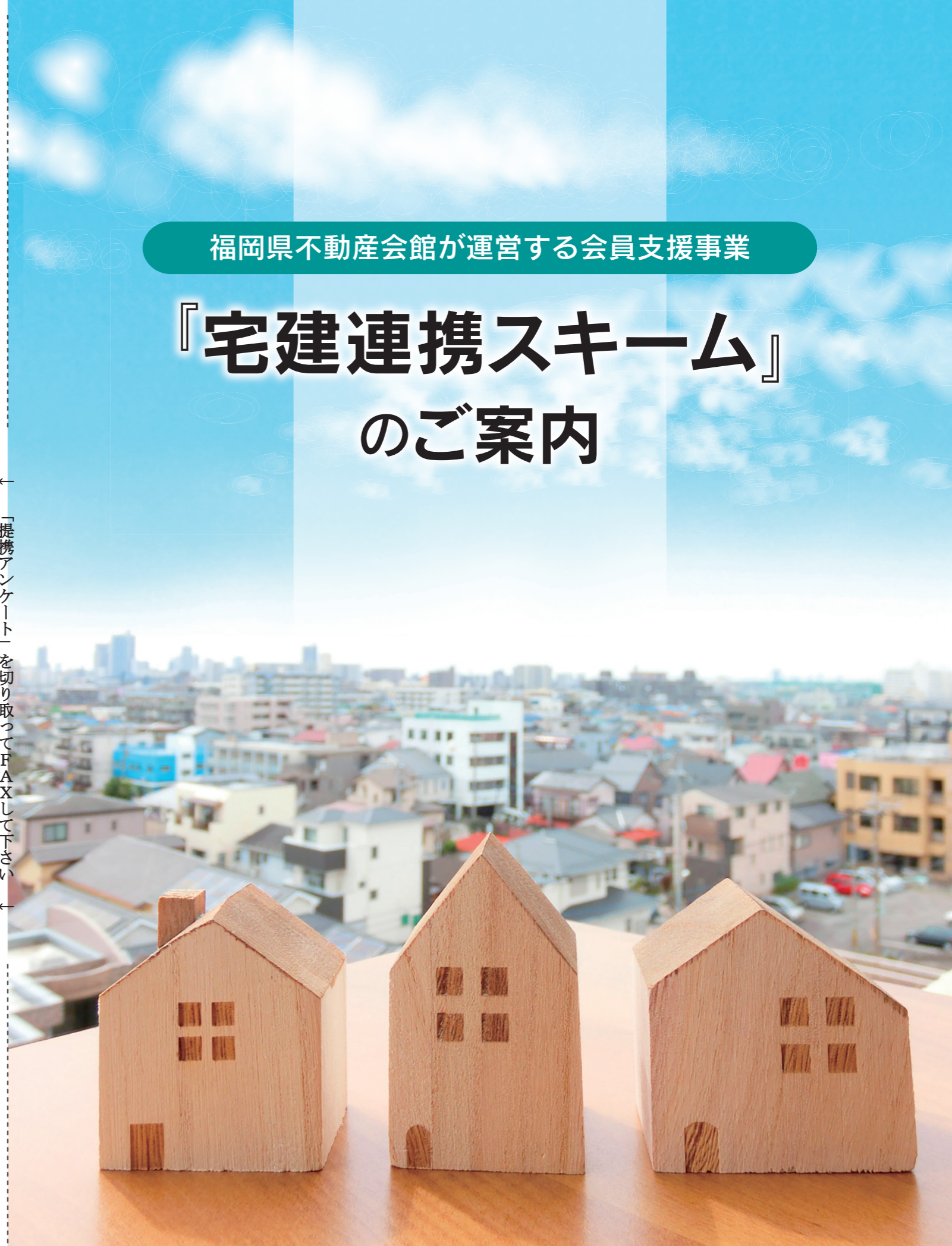
『宅建連携スキーム』提携アンケート

住 所						
支 部 名	商 号 または 名 称					
支 部	ご担当者名 					
電 話 番 号		F A X 番 号				
() -		() -				
現在、損害保険代理店をされている場合の取引保険会社名	() ・ なし					
宅建連携スキームへの参画について	申込みます ・ 話を聞きたい					
損害保険資格の取得状況	資格の有無 (あり ・ なし) ありの場合 → 種類 ()					
<p>既に資格をお持ちの方、あるいは取得予定の方は下記に同意の上、ご記入ください。</p> <p>本資格取得試験申込および試験結果（合格者情報）に係わる個人情報、あいおいニッセイ同和損害保険(株)ならびに弊社が取得すること、および適切な代理店管理を行うために、他の所属保険会社に提供することに同意します。また、本件について、当社従事者の同意をあらかじめ得ていることを念のため申し添えます。</p>	申込みます ・ 申し込みません					
	受 験 者 名	性 別	生 年 月 日			
	カ 漢字	男 ・ 女	昭和 ・ 平成 年 月 日			
	カ 漢字		昭和 ・ 平成 年 月 日			
	カ 漢字	男 ・ 女	昭和 ・ 平成 年 月 日			
カ 漢字	昭和 ・ 平成 年 月 日					
《資格試験取得の流れ（貴社のパソコンでお申込みいただきます）》						
募集人ID取得	受験申込手続き	受験料お支払い	受験票プリント	試験会場で受験	合格	資格証明書取得
<p>※上記は全て「募集人・資格情報システム (https://agt.sonpo-shikaku.jp)」にて手続き願います。</p> <p>※操作方法等につきましては、日本損害保険協会ホームページ (https://www.sonpo.or.jp/) にてご確認ください。</p>						

福岡県不動産会館が運営する会員支援事業

『宅建連携スキーム』 のご案内

← 「提携アンケート」を切り取ってFAXして下さい ←

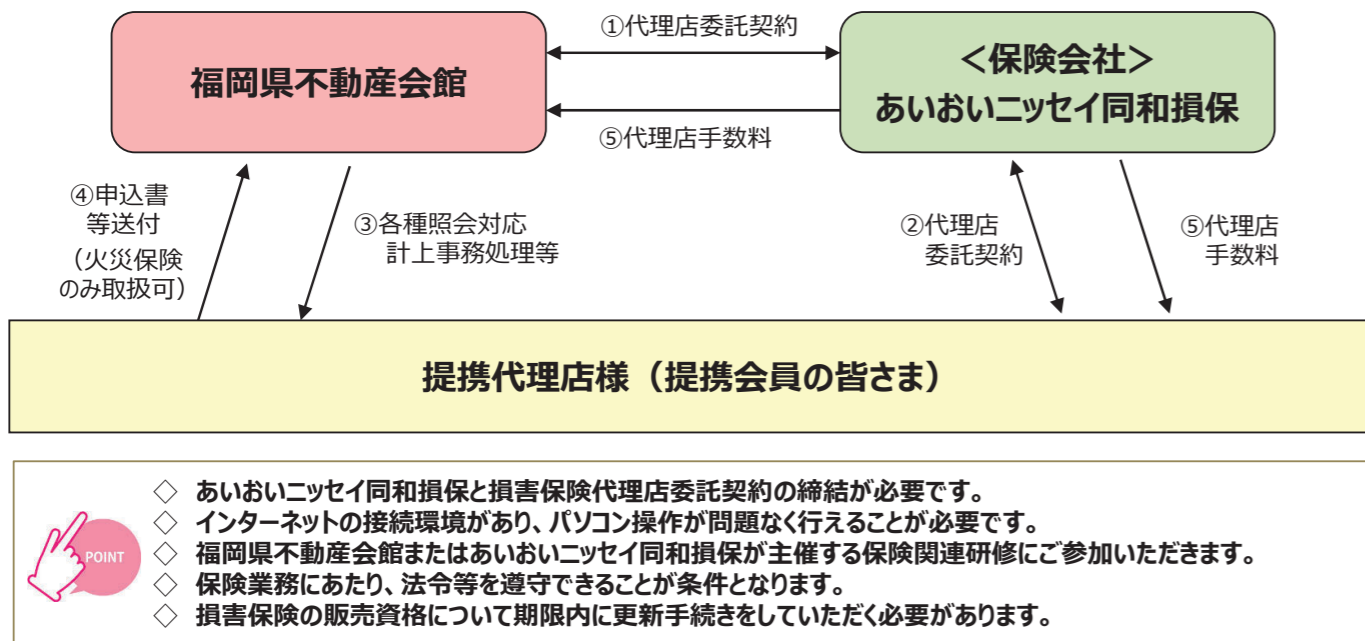


1 「宅建連携スキーム」・「紹介スキーム」の全体像

◇「宅建連携スキーム」・「紹介スキーム」とは

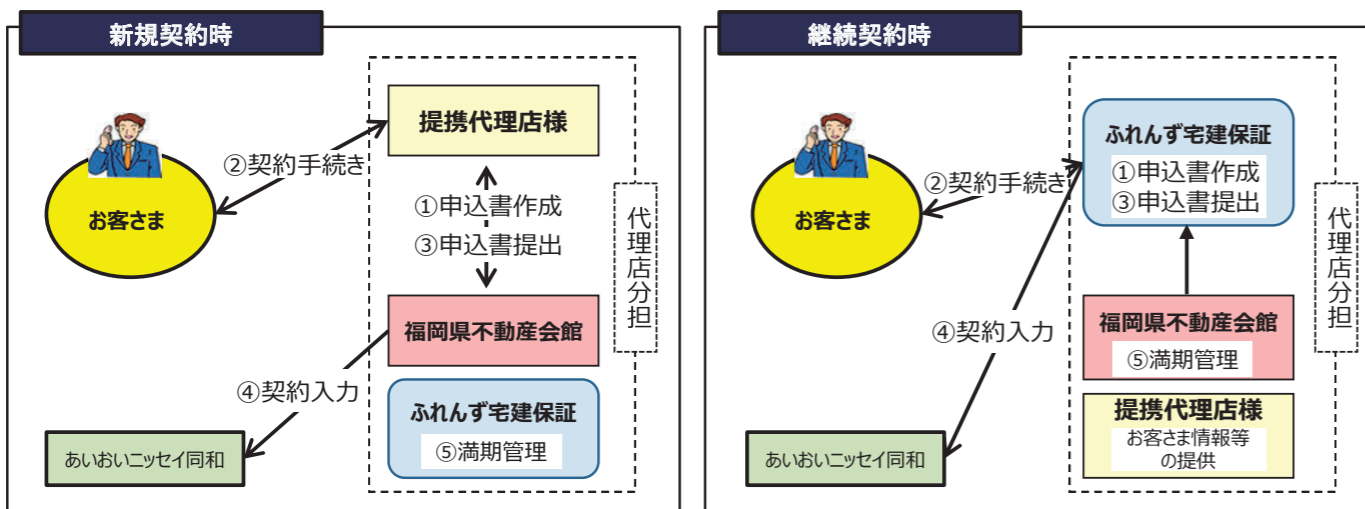
- 一定規模のお取扱い（年間火災保険料100万以上）がある提携会員の皆さまには「**（株）福岡県不動産会館**」と代理店分担を行うことで、保険募集に係る事務処理を「**（株）福岡県不動産会館**」が行う「宅建連携スキーム」をご案内させていただきます。このことで、スムーズな保険募集を実現し、損害保険代理店業務をより簡易に取扱うことが可能となります。
- お取扱いが少ない（年間取扱保険料100万未満）の提携会員の皆さまには「**（株）福岡県不動産会館**」を損害保険代理店としてお客様をご紹介いただき、「紹介スキーム」をご案内させていただきます。
実際のお客様への保険募集は「**（株）福岡県不動産会館**」に代わってあいおいニッセイ同和損保が行います。
※提携会員の皆さまへの紹介料等につきましては「**（株）福岡県不動産会館**」より別途ご案内いたします。

◇「宅建連携スキーム」の流れ・参画要件



2 「株ふれんず宅建保証」を活用した継続募集（宅建スキームご利用の提携代理店）

- 「宅建スキーム」をご利用の提携代理店の皆さまがお取扱いの契約が満期を迎えた際に、「**株ふれんず宅建保証**」が皆さまに代わってお客さまとの継続手続きを行なうことも可能です。（提携代理店の皆さまに予めご選択いただく必要があります）
※対象となる契約は賃貸火災保険契約のみとなります
- 「**株ふれんず宅建保証**」を活用した継続募集をご利用される場合は、お取扱いの新規契約から「**（株）福岡県不動産会館**」と「**株ふれんず宅建保証**」と代理店分担し、お客さまにその旨、ご案内いただく必要があります。



3 必要となる手続き（主なもの）

◇「宅建連携スキーム」

1. 「損害保険代理店委託契約」の締結

提携会員様とあいおいニッセイ同和損保間で損害保険代理店委託契約の締結が必要です

2. 「代理店分担に関する覚書」の締結

提携会員様・福岡県不動産会館の間で業務分担・分担割合についての覚書を締結します

※「株ふれんず宅建保証」を活用した継続対応を希望される場合は、上記2. の覚書に加え、提携代理店様・（株）福岡県不動産会館・（株）ふれんず宅建保証の3社間で追加の覚書を締結する必要があります。

4 代理店登録（乗合）について（宅建連携スキームご利用の提携代理店）



- ◇ 宅建連携スキームをご利用いただくためには、あいおいニッセイ同和損保と代理店委託契約の締結が必要です。
- ◇ 募集開始に必要な「宅建連携用システム」の登録には、代理店登録・乗合が完了後、2か月程度必要です。

STEP 1

■「乗合」の手続き（他損保委託がある場合）

- ・現在委託がある損害保険会社に「乗合承認請求書」の提出および承認が必要です

※あいおいニッセイ同和損保の社内審査により、代理店委託ができない場合があります。

STEP 2

■ 保険募集に携わる社員のあいおいニッセイ同和損保の資格取得

- ・損保一般試験【基礎単位】【商品単位】を受験、合格いただきます（合格率95%以上）
※既に資格をお持ちの場合は不要です

STEP 3

■ 代理店委託に関わる書類の提出

- ・金融庁（財務局）へ登録の届け出を行います
※宅建連携スキームの提携代理店さまに委託する保険種目は**火災保険**のみとなります。

STEP 4

■ 募集準備

- ・登録完了後、宅建連携の開始・契約手続きサポートに向けた各種申請・覚書の締結等が必要となります。
- ・登録後あいおいニッセイ同和損保より領収証、申込書・パンフレット他募集ツールをお渡しいたします
- ・火災保険販売等に必要知識研修はあいおいニッセイ同和損保にて実施させていただきます

代理店委託完了

STEP 5

■「宅建連携スキーム」システム登録

- ・「宅建連携スキーム」として募集を開始するために必要な代理店システムの手配に登録・乗合完了後2か月程度必要となります。

募集開始

【お問い合わせ先】

株式会社 福岡県不動産会館 宅建代理店事務局（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代理店）

〒812-0054 福岡県 福岡市 東区 馬出 1丁目13-10 Tel 092-631-6000 Fax 092-631-0380